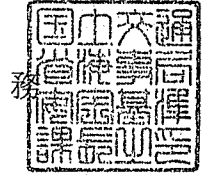




国海安第 103 号  
平成 20 年 10 月 2 日

社団法人日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山誠一 殿

国土交通省海事局  
安全基準課長 秋田



船舶検査心得の一部改正について（通知）

標記について、平成 20 年 7 月 1 日に発効した改正 SOLAS 条約に対応するため、船体の強度を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示（平成 20 年国土交通省告示第 796 号）が公布されたところであり、今般この告示改正に伴い、船舶検査心得を改正しましたので、関係各位への周知を含め宜しくお取り計らい願います。



船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部を改正する告示の制定に伴う船舶検査心得の改正について(案)

改正	現行	備考
<p>1-1 船舶安全法施行規則 32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略) (xiv) 「2-5-1 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示」附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]」)という。本項において同じ。)中、「5 塗装システム」の承認」に規定する適合書又は型式承認証書(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第 135 条第 2 項適用船舶に限る。)</p> <p>(xv) 附属書[2]中、「2 定義」2.13 に規定するテクニカルデータシート(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第 135 条第 2 項適用船舶に限る。)</p> <p>(xvi) 附属書[2]中、「3.4 塗装テクニカルファイル」に規定する塗装テクニカルファイル(船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第 135 条第 2 項適用船舶に限る。)</p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則 32.1(a) (略) (1) 船体 (i)～(xiii) (略)</p>	
<p>(略)</p> <p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 135.0(a) (削除)</p>	<p>2-1-5 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示 135.0(a) 総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶</p>	

135.1(a) 附則(平成20年7月1日国土交通省告示第796号)第2条に規定する現存船のうち、平成10年7月1日以降に建造されたバルクキャリア及び油タンカーの海水バラスト専用タンクの塗装は、淡彩色のものとすることが望ましい。

135.2(a) 本項の適用を受ける海水バラスト専用タンク及び二重船側部に適用する基準については、附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準」(以下「附属書[2]という。)」によること。

なお、附属書[2]は、レールや独立プラットフォーム、はしご等の構造部材と一体ではない点検用交通設備に対し適用することが推奨される。構造部材と一体ではない点検用交通設備のために供される附属書[2]に規定される防しよく措置と同等な他の手段については、それらが周囲の構造部材の塗装を害さない限りにおいて、これを用いても差し支えない。

また、歩路のために深くしたスチフナやストリングなど、構造部材の一部である点検用交通設備は附属書[2]に適合すること。

135.3(a) 本項前段の「塗料の仕様、塗装の選択基準及び前項に掲げる防しよく措置の詳細」は、附属書[2]「3.4.2 新

であって、バルクキャリア及び油タンカーの海水バラストタンクの塗装は、淡彩色のものとすることが望ましい。

<p><u>造船段階</u>に掲げる事項をいい、<u>附属書[2]「3.4 塗装テクニカルファイル」</u>に規定される<u>塗装テクニカルファイル</u>に記録させること。</p> <p>135.3(b) <u>本項後段の「保守及び修繕」</u>には、<u>部分的塗装及び全面再塗装が含まれる。</u></p> <p><u>「保守及び修繕」</u>は、<u>附属書[2]3.4.2.7</u>に基づき実施し、その詳細を記録しなければならない。この場合において、<u>全面再塗装を実施した場合</u>は、「3.4.2 <u>新造船段階</u>」に規定する事項を<u>塗装テクニカルファイル</u>に記録させること。</p>	
<p><u>附属書[2]</u> 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの<u>二重船側部の防しよく塗装に関する性能基準</u> (別紙参照)</p>	<p>&lt;参考&gt; 決議 MSC.215(82)ANNEX (2006年12月8日採択)</p>